

文化庁における主な日本語教育施策

①「生活者としての外国人」のための日本語教育事業（22 年度概算要求額：275 百万円）

（21 年度予算額：177 百万円）

我が国に滞在する外国人が、日本社会の一員として円滑に生活を送ることができるよう、生活者としての外国人を対象とした、地域における日本語教育の充実を図るため、主に以下の3つのプログラムを実施。（【 】内は 21 年度採択実績を示す。）

○日本語教室の設置運営【70 件】

受講者の母語による日本語教室や親と子の参加体験型日本語教室など特色のある日本語教室を設置運営。

○日本語指導者養成【42 件】

小・中・高等学校等を退職した教員、民間企業の退職者、日本語能力を有する外国人等に対し、日本語指導者となるための研修を実施。

○ボランティアの実践的研修【29 件】

地域で日本語指導にあたるボランティアの実践的能力の向上を目標として、実践を含んだ研修を実施。

その他、日本語教育の上級者指導者研修を実施。

②難民に対する日本語教育（22 年度概算要求額：44 百万円）

（21 年度予算額：22 百万円）

条約難民に対する日本語教育等を RHQ センターにおいて実施。また、平成 22 年度からは我が国における第三国定住難民に対する日本語指導を実施。

③生活日本語の能力等の評価に関する調査研究（21 年度予算額：23 百万円）

「生活者としての外国人」のための日本語教育の「標準的内容等」に準拠した評価を適切に行うため、学習者の到達度を客観的に測定するための評価基準等の調査研究を実施。

④生活日本語の指導力の評価に関する調査研究（22 年度概算要求額：15 百万円）【新規】

「生活者としての外国人」のための日本語教育の「標準的内容等」に準拠した日本語指導能力の評価を適切に行うため、指導能力の客観的評価のための評価基準等の調査研究を実施。

⑤日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議（21 年 7 月～）

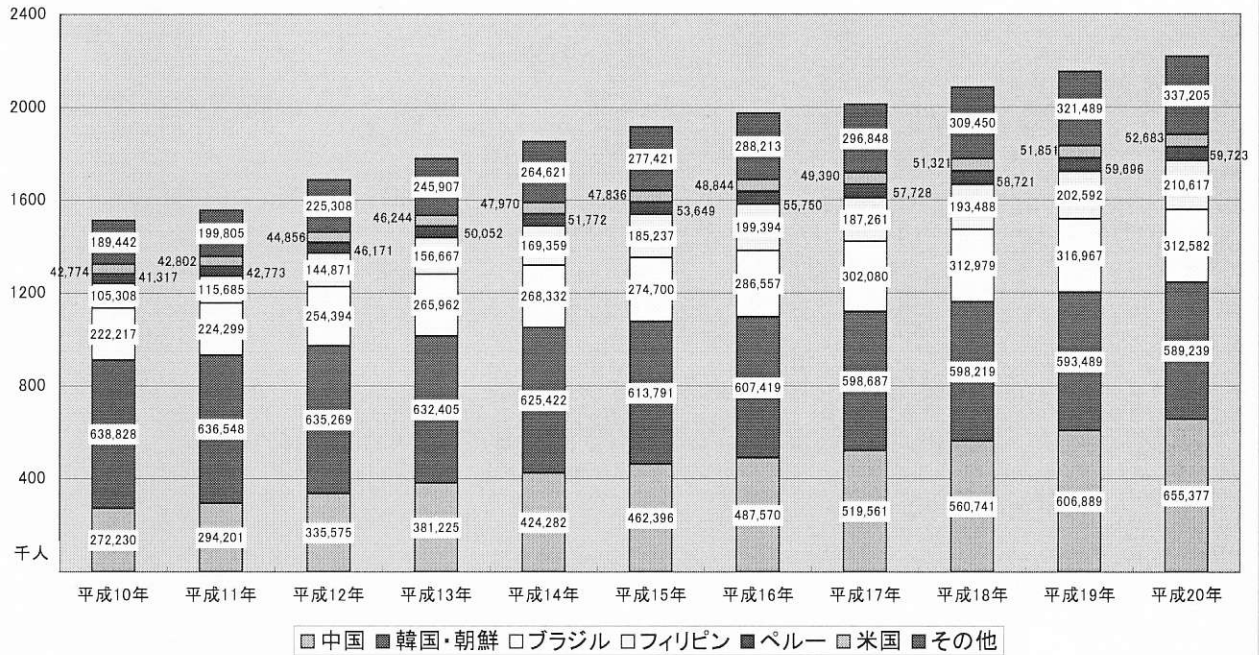
大学や日本語学校等における日本語教員の養成を含む日本語指導者の養成・研修の現状に関する調査を行い、課題の整理等を行う。

⑥文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（19 年 7 月～）

「生活者としての外国人」を対象とした日本語教育の標準的な内容等を含む、外国人に対する日本語教育の在り方について検討を行う。

(各年末現在)

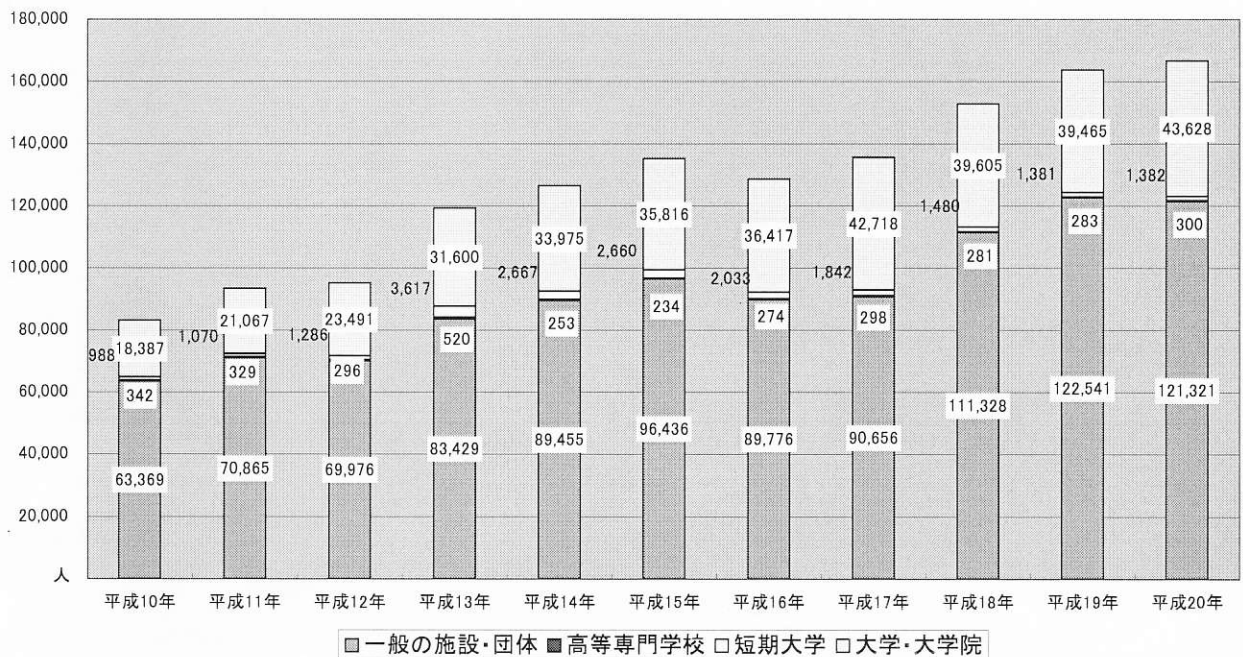
図1 外国人登録者数の推移



法務省「登録外国人統計」より

(各年11月1日現在)

図2 日本語学習者数の推移



文化庁「国内の日本語教育の概要」より

日系人等を中心に日本語能力が十分でないこと等から、外国人が安心・安全に生活できていない

- ・外国人住民が地域社会で孤立することなく生活していくために、日本語能力を身に付けることが必要
- ・そのため、外国人労働者問題関係省庁連絡会議等の各種会議において、「日本語教育の大幅な拡充」を指摘

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の実施

「生活者としての外国人」のための日本語教室の設置運営

- ・我が国に滞在する「生活者としての外国人」のための日本語教室を設置



日本語能力を有する外国人等を対象とした日本語指導者養成

- ・地域の日本語教室で講師として活用できるよう退職教員及び日本語能力を有する外国人を対象とした研修を実施



ボランティアを対象とした実践的研修

- ・一定の経験を有する日本語指導者及びコーディネーターを対象とした実践的研修



このほか、日本語教育の上級指導者研修等を実施



外国人の円滑な社会生活の促進

